

東京都北区告示第二百七十号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第十四条第三項の規定による措置を命ぜられる者を確認することができないため、同条第十項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年九月六日

東京都北区長 花川 與 惣 太

一 当該特定空家等の所在等

所在 北区滝野川二丁目二十五番五号（家屋番号 二十四番八 地番 二十二番一）  
構造 木造平家建 床面積 八十九・二五平米

二 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容  
建物除却（基礎を除く。）及び敷地内残置物の撤去

三 二の措置が必要となる理由  
屋根は崩落し、外壁は崩れ道路に傾いている状態が認められ、周辺の建築物及び通行人に対する危険の切迫性が高く、このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため

四 措置の期限

令和元年十一月二十五日

五 東京都北区長等による措置

四の期限までに二の措置が行われない場合は、措置を命ぜられるべき者の負担において、東京都北区長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。